

## 藤沢市地域密着型サービスの利用について

## 1 趣旨

介護保険制度における地域密着型サービスにつきましては、「住み慣れた地域」での要介護（要支援）認定を受けた方の生活を支えるためのサービスとして創設され、原則として地域密着型サービス事業所が所在する市町村の住民（被保険者）のみが利用できるサービスです。

本市では、地域密着型サービスの趣旨に鑑み、事業所に入居又は入所（以下「入居等」という。）して利用するサービス（介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「認知症対応型共同生活介護等」という。)) につきまして、藤沢市民の適切な利用が確保されるよう、利用に関する基準を要綱に定め運用するにあたり、藤沢市介護保険運営協議会委員の皆様へ報告をさせていただくものです。

## 2 認知症対応型共同生活介護等への入居等の要件について

他市町村から本市に転入し、被保険者資格を取得することにより、認知症対応型共同生活介護等の利用が可能となりますが、転入後に即入居等という利用が生じることにより、住み慣れた地域住民のために必要な認知症対応型共同生活介護等の利用が損なわれる恐れがあります。

つきましては、認知症対応型共同生活介護等の利用に関して、原則として藤沢市への転入後3か月以上の期間を経過した者という要件を設定して運用するものです。

## 3 例外的な取扱いについて

転入後の期間が3か月未満であっても、本市に生計を担う方がいるなどの理由がある場合は、事業者からその理由などを本市に申し立てることにより、認知症対応型共同生活介護等の利用を可能とします。

## 4 要綱の運用について

本要綱は、認知症対応型共同生活介護等の適正な利用を目的として、本市独自の運用ルールを制定したものであり、対象となる運営事業者に地域密着型サービスの趣旨を考慮していただき、協力を要請する位置づけとして運用するものです。

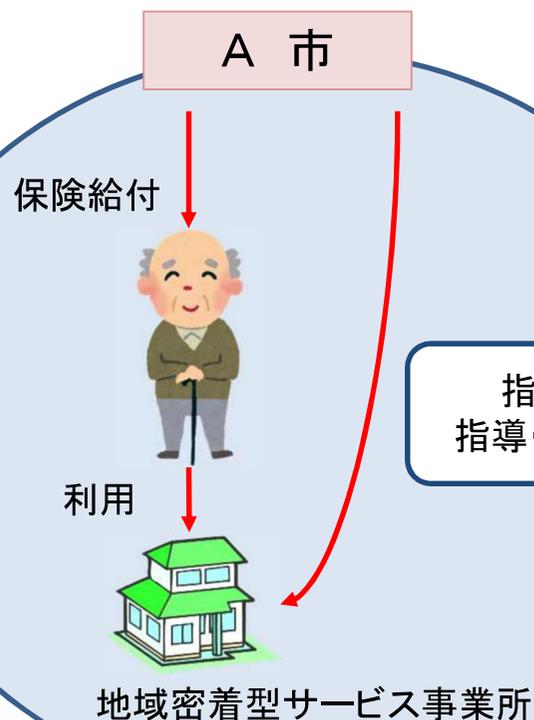
## 地域密着型サービスの創設

要介護者の住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な市町村で提供されることが適当なサービス類型(=地域密着型サービス)を創設

### 1: A市の住民のみが利用可能

- 指定権限を市町村に移譲
- その市町村の住民のみがサービス利用可能(A市の同意を得た上で他の市町村が指定すれば、他の市町村の住民が利用することも可能)

### 3: 地域の実情に応じた指定基準、介護報酬の設定



### 2: 地域単位で適正なサービス基盤整備

市町村(それらをさらに細かく分けた圏域)単位で必要整備量を定めることで、地域のニーズに応じたバランスの取れた整備を促進

### 4: 公平・公正透明な仕組み

指定(拒否)、指定基準、報酬設定には地域住民、高齢者、経営者、保健・医療福祉関係者等が関与

[平成18年4月] ◎6つの地域密着型サービスを創設

- 夜間対応型訪問介護
- 認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）
- 小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）
- 地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）

[平成24年4月] ◎さらに2つの地域密着型サービスを創設

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（24時間地域巡回型訪問サービス）
- 複合型サービス※2015年に看護小規模多機能型居宅介護に名称変更

[平成28年4月] ◎小規模型通所介護の移行

- 地域密着型通所介護